

※すべての項目を、ペンで記入してください。

生徒旅客運賃割引証（学割証） 発行願

鈴鹿市立大木中学校長 様

以下のとおり旅行したいので、割引証を発行してください。

年 月 日

住所

保護者名

学級・席	年 組 席（証明書番号）
生徒名	
生年月日	年 月 日（才）

使用目的	※裏面参照の上、いずれか該当に○をつけてください。 (3)特別または正課外教育活動 ・ (4)就職/受験 (5)見学/行事参加 ・ (6)傷病治療他 ・ (7)保護者旅行随伴 【 具体的に: 〇 のため 】
旅行先	(都・道・府・県)
乗車区間	駅から 駅まで（片道・往復） ※JRの片道の営業キロが、101キロメートル以上の区間を旅行する場合。 ※私鉄については、学割がきくかどうか各鉄道会社にお問い合わせください。 ※往復乗車券・連続乗車券が購入できる区間に対して、学割証の発行は1枚です。
日程	月 日から 月 日まで

※生徒旅客運賃割引証（学割証）の有効期限は、発行日から3か月間（卒業まで）です。

※学割証により購入した乗車券を利用時は、学生証（生徒証明書）を携帯してください。

（学校使用欄）

※学割発行簿と割印する（契印）。

発行日	.	.	発行番号	年度	号
-----	---	---	------	----	---

<参考>

学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領

平成16年4月1日 制定
平成17年4月1日 一部改正
平成25年4月1日 一部改正

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における文部科学省から業務移管された学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の配付業務の取扱については、以下のとおりとする。

1 制度の趣旨

学割証は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものである。

2 使用目的の範囲

使用目的の範囲は、制度の趣旨に鑑み、学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限る。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

※中学校は
(1)(2)は該当しません。

※ (3)～(5)の場合は、要項・案内文等の写しを添付してください。
(日付・行先・内容などが分かるもの)